

会議の名称	平成21年度第1回情報公開運営審議会				
開催日時	平成21年8月24日(月)午後7時00分～8時20分				
開催場所	東村山市役所3階庁議室				
出席者及び欠席者	出席者： (委員)内田勝一会長・嶋田節男会長職務代理・川島岩治委員・島崎喜美子委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員・ (市事務局)野島総務部長・藤巻総務課長・時岡情報公開係長・湯浅情報公開係主任 欠席者：森聡委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	1. 総務部長挨拶 2. 情報公開制度(平成21年3月～6月分)の運用状況報告 3. 「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針」の施行について				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 時岡・湯浅 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
(1)情報公開制度の運用状況報告 配布資料「東村山市情報公開制度運用状況(平成21年3月～6月分)」により、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。 係長 3～6月の累計で、請求者21人。請求件数つまり実際に出された請求書の枚数は32枚、そのうち義務的請求が25件、任意的申出7件。所管課別の請求件数は36件、決定の内訳は、全部公開10件、部分公開19件、非公開2件、取下げ5件でした。請求書1枚で複数の課に請求することが可能なため、所管課別の方が数が多くなっています。 請求が多かった所管は、子ども総務課(児童育成計画推進部会や子育て総合支援センターに関する文書の請求)、子ども育成課(第八保育園の指定管理に関する文書の請求)、施設課(ごみ焼却施設やリサイクルセンターに関する文書の請求)です。21年4月に組織変更があり、旧児童課業務のうち、児童育成計画推進部会や子育て総合支援センターに関する業務が子ども総務課に、保育園業務が子ども育成課に移りました。 ～以下、配布資料の「5 情報公開請求の状況」から抜粋ケースを読みあげて報告し、質疑応答を行う。～ 係長 2の子ども育成課への請求ですが、同じ請求者から20年11月に指定管理者選定に関する文書の請求があり、このときにすでに公開した文書のほかに新たな文書がなかったため、新たな文書は存在しないという理由で非公開にしています。契約課の部分公開は、指定管理者選定に談合があるという告発文書のうち個人が特定さ					

れるおそれがある部分などを非公開にしました。広報広聴課も指定管理者選定に関して寄せられた市長へのEメールのうち、個人が特定されるおそれがある部分を非公開にしています。「市長への手紙・ファックス・Eメールに対する公開請求」ですが、前回の審議会で「Eメールを送信する画面に情報公開の対象になることを明記したほうがよいのではないか」とのご意見をいただきました。ご意見に対する広報広聴課の考えを確認してありますので後ほどご報告します。

6ですが、請求者は電磁的記録（電子データ）としてあれば文書ではなく電子データのコピーがほしいと希望しました。しかし東村山市の条例・規則では電子データでの公開はしていません。紙に印刷したものの公開になりますのでその旨請求者に説明しました。また、家屋現況図などは、図及び表の色や線種の違いで個人の課税状況がわかってしまうつくりになっているため非公開としました。家屋台帳については、不動産登記法第119条の取り扱いに準じて誰でも閲覧可能になっているため、そちらの制度を使って閲覧してもらうことになり、情報公開条例の適用外としました。

7のイの文書は、法人から市への要望内容を非公開にしました。

8の請求者はこのプレゼンに参加した他市の法人なので任意的申出になっています。企業の企画力・ノウハウがわかる見積書の詳細とプレゼン資料、2位以下の業者名が明らかになる部分は非公開にしました。

9は、現時点では他市の情報収集をしている段階で検討まで至っていないため文書がなく非公開となりました。

12のコピー用紙購入契約の設計額及び予定価格については、毎年行う契約のため、来年度以降の予定価格が推測されるおそれがあり非公開としました。

14の部分公開は、道路位置指定申請図内に記載されている隣接土地所有者等の申請承諾日付をこの件に関する個人の考えがわかるので非公開としました。

16では市職員以外の起草委員氏名を個人情報のため非公開にしています。この点については、企画政策課から部分公開としたいとの起案が協議でまわってきたときに、「委員氏名は公開が妥当」と意見しました。企画政策課からは「9月議会に議案として正式に宣言案を出すまでは氏名を非公開にしてもらいたい」との委員意見があるため、個人情報として非公開にするとの回答でした。議会審議終了後は請求があれば委員氏名を公開します。

18で市職員の個人メールアドレスについては、業務用のアドレスではありますが個人あてにメールが殺到してしまうと業務に支障をきたすため行政運営情報で非公開にしています。なお、市への問い合わせ用として各課のメールアドレスは以前からホームページ等で公表しています。

19で非公開とした「理事者コメント・意見、理事者の方針の一部」とは、22年以降の職員配置や組織改革に関する意見などが書かれた部分であり、行政運営情報に該当し非公開にしました。

22は、請求者本人が請求した文書の当事者であるため、特定個人が識別できる部分のうち、請求者本人と家族氏名は公開しています。

27は児童育成計画推進部会とその作業部会の会議録の請求です。作業部会については、作業中心の内容だったため会議録を作成していないという回が何回かあります。児童育成計画推進部会はその下部組織としていくつかの作業部会をもっており、推進部会から作業部会に、たとえば部会に使う資料作成・アンケート集計等を要請されたときには資料等を作るための作業部会になります。会議録イコール作成資料になり会議録を作らないこともあります。会議録不存在になるのはこのような場合です。

28は、都市計画課の公開文書のうち「個人の資産を特定できる情報」は非公開

にしています。請求のあった諏訪町 3 - の田んぼの他に、所有者がどこにどれだけの土地を持っているかが書かれている部分を非公開にしたものです。

運用状況については以上です。続いて「市長への手紙・Eメール・FAX」が情報公開の対象となることをあらかじめ表示したほうがよいのではないかというご意見に対して、広報広聴課の現時点での考え方を確認してきましたのでお話しします。

「市長への手紙・Eメール・FAX」は、市民の方から直接市長へ意見を寄せる貴重な手段として定着しています。今後、あらかじめ情報公開される可能性があることと明記することによって、率直な意見を出しづらくなることが大いに考えられ、制度の意味が薄れてしまうので現行どおり明記しないままでいきたい。近隣市へ問い合わせたところ情報公開の対象になる旨の表示をしている市はないとのことです。

内田会長

ありがとうございました。では委員の方から何かご意見があればお願いします。

川島委員

公開請求件数の集計表では非公開と文書不存在を別書きしていますが、1件1件の詳細説明では全部非公開と書いています。これは書き方を統一したほうがよいのではないですか。

係長

わかりました。

嶋田委員

2 で内部告発文書が情報公開の対象になっていますが、内部告発者を保護するという考えからするとこれには疑問があります。

内田会長

私も意外に感じました。内部告発があったときにその文書を情報公開の対象にしてよいのか。内部告発に関する規定が整備されたのは情報公開条例ができた後なのでこういう請求を想定していない面もあると思いますが、これは請求対象外にするという議論もあるのではないのでしょうか。

川島委員

公益通報者保護法は条例制定後にできたものです。内部告発者が特定されないことがないように、情報公開における取り扱いを整理すべきだと思います。それから告発や行政への意見の場合は、広く問題を知らしめるために自分の氏名等の個人情報も公開してよいと本人が考えている場合もあります。これをどう考えるか。

内田会長

本人の意思を公開の基準にすることはできないと思います。

川島委員

そうですね。ただし、プライバシーの概念を自己に関する情報の流れをコントロールする権利であると考えられる学説もあります。そうすると、個人が識別できる情報はすべて個人情報で非公開とするのではなく、もう少し本人の公開に関する意思をくみ取るべきでないかとも考えます。公益通報者保護法の対象となる内部告発文書は原則、情報公開条例の適用外だが、あえて本人が公開してもいいと付言している場合には公開対象としますと持っていくかどうか。公益通報に関する文書については今後、市で取り扱いルールを決めるのですが、こういうことも整理する必要があるでしょう。

嶋田委員

市のホームページに関する市民アンケートの結果でも、市民からどういう要望が出され、市がどう対処したのかを公開してほしいという意見が多かったと記憶しています。こういった情報を市民が共有していくことはまちづくりのために必要だと思います。

主任

まちづくりのために市民の方からどういう意見が出され、市がどう対応しているのかということはまとめて見られる形にするのがベストだと総務課では考えています。その際は個人が特定される部分は除いて概略を公表するという形です。

市民からの意見や相談は広報広聴課だけでなく秘書課や市民生活課でも受け付けていますし、タウンミーティングという直接市長に意見を言う場もあります。複数の課で意見と回答をもっていますので、公表するのであればそれぞれの課でばらばら公表するのではなく、市全体でまとめてホームページなりで公表したほうが有益だということまでは広報広聴課と話していますが、具体的にいつどう進めるかまでは進んでいません。

内田会長

質問を出しても市に握りつぶされているのではないかという見方もあると思います。そういう見方をされないためにも、個人識別情報は除いて公開していく方がよいと思います。継続して方法を考えてみてください。

主任

わかりました。なお先ほど川島委員から「公益通報者保護法の対象となる内部告発文書は原則、情報公開条例の適用外だが、あえて本人が公開してもいいと付言している場合には公開対象とするかどうか」とのお話がありました。もし、告発文書や市への意見書等を送った本人に公開の意思確認をするとすると、寄せられる意見書等の数が多いので難しいです。

嶋田委員

2 の決定が期間延長されているので気になったのですが、今は電子メール等を高速で分類するソフトがあります。大量の文書进行处理するときにはそういったものを導入して処理のスピード化を図ってはどうか。

それからタウンミーティングの記録集をホームページで公開しているのはいいのですが、PDF データで公開していてデータベース化されていないので、ここから市民がデータを活用しようとしても扱いにくいです。

主任

ご自宅のパソコンでワードやエクセルデータを見られる方が多いかということではないので、ホームページにのせるときは原則 PDF データにするルールになっています。ただ、その情報をほかに活用しようすると PDF では扱いにくいのも確かですので、両方のせられるとベストと思います。

川島委員

意見を分類整理するだけなら高速ツールを活用できます。しかしそのなかに個人識別情報があるかの判断やマスキング作業には高速ツールは対応できません。職員がひとつひとつ見ざるをえないので、この作業はどうしても時間がかかります。

主任

実際に時間がかかっているのは今おっしゃったところです。意見のなかに「私の子どもは何小学校の何年生で」とか「どこそこに勤めていて」とか個人情報が織り交ざっているので、全文読んで判断してマスキングするのに時間がかかります。

課長

公益通報者保護法ですが、公益のために通報したことによって職場で不当な扱いを受けるようなことがないように通報者を保護する趣旨のものです。2 の談合情報の通報は匿名でファックスされたものですので、公益通報とは少し取り扱いが違おうと考えています。

東村山市では公益通報制度の取扱規定がまだ出来ておらず、所管で検討している段階です。公益通報の文書については、情報公開の対象になるかどうかを含めて取

扱いを議論していくところです。

内田会長

公益通報者保護法の対象になる文書と、それ以外の市長への手紙に代表される意見・質問・要望等は分けて考える必要があるでしょう。それぞれについて情報公開請求があったときの取り扱いをどうするか、総務課で検討していただいて次回以降の審議会で報告してください。ほかにいかがですか。

嶋田委員

27で児童育成計画推進部会等の会議録のうち、発言委員氏名を個人情報で非公開にしています。これは今年6月1日の「会議の公開指針」施行の前に作成した会議録なので発言委員氏名を非公開にしたということなのか、指針施行後はどの会議も発言委員氏名は公開となるのか。それとも今後も、発言委員氏名を公開するかどうかはそれぞれの会議で会長を含め委員で決定するのでしょうか。

主任

指針は会議録の様式は示していますが、発言委員氏名の公開は義務付けていません。発言はその方の価値観や考えの表れなので、誰がどう発言したかは個人情報になります。したがって、発言委員氏名を公開するかどうかは会議ごとに委員が話し合って決定します。

内田会長

8は緊急通報システム事業の委託業者を選定するためのプレゼン資料等の公開請求ですが、これはこのプレゼンに参加した業者からの請求ですか。

係長

そうです。

内田会長

プレゼン参加業者が他社のプレゼン内容を知るために公開請求したわけですね。これまで同様の請求例はありますか。

主任

過去に一度あったかと思います。ただ、提案書やプレゼン資料にはその会社のノウハウが書かれているのでその部分は非公開にしました。

嶋田委員

14で道路位置指定申請図内の承諾者の印影と承諾年月日を個人情報で非公開にしていますが、承諾年月日を個人情報とするのはなじまない気がしますが。

主任

道路位置指定申請の際は近隣の土地所有者に「位置指定に異議はありません」という承諾をもらう必要があります。部分公開した図面には、それぞれの方がいつ承諾したか、名前と印と承諾年月日がのっていました。土地所有者ですので登記簿でわかる名前は公開しています。承諾年月日は個人の考え方、この日に承諾したというのがわかるので個人情報で伏せました。

川島委員

承諾年月日が早い人は申請者に好意をもっている、遅い人は何かもめているというふうに関係に結び付けて見られることもあります。近隣関係にはすごく神経を使うので個人情報とするのもやむを得ないと思います。

島崎委員

途中から入りましたので総務課の説明をきいていないので教えてください。16で、起草委員名簿のうち市職員以外の委員の氏名と役職を非公開にしています。審議会などの会議委員名は通常公開だと思いますがこれはなぜですか。

係長

起草委員会を担当している企画政策課に非公開理由を聞いています。それによる

と、企画政策課から各委員に氏名を公開してよいか確認したところ、「9月議会に議案として正式に宣言案を出すまでは氏名を非公開にしてもらいたい」との意見があったので個人情報として非公開にしたとのこと。議会審議終了後は請求があれば委員氏名を公開することになります。

内田会長

ほかに質問はありませんか。ないようでしたら次の議事に移ります。

(2)「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針」の施行について

主任

前回の審議会で素案を見ていただいた指針ですが、あのときに第6(会議録の作成)第2項について「会議録の確定に出席全委員の確認を必須とすると事務的に大変だしその分公開が遅くなる可能性がある。会長が代表して確認しても良いのでは」とのご意見をいただいて、そのように変更してあります。

この指針が完成版で今年の6月1日からスタートしています。本審議会もこの指針の対象になりますが、すでに指針にある公開はすべてやっておりますので改めて決めることはありません。公開方法が決まっていなかった審議会・協議会等の会議は6月以降に開催した最初の会議で、この指針に基づき公開方法を決めて順次公開を始めることになります。

6月中に開催された会議は6会あり、確認したところ会議開催のお知らせや会議録を図書館等に送付するといった指針の規定はすべて実施されています。7月は5会、8月は4会開催されており、会議開催のお知らせはすべてきています。すべての会議が指針に基づき公開を始めるのは今年度いっぱいかかるかと思えます。

ホームページについては会議録が読める会が少しずつ増えて8会になりました。総務課からフォローしながら広げていきたいと思えます。

川島委員

本審議会は18年度の第2回分から会議録を公開していますが、これをもっとさかのぼってホームページにのせてはどうでしょうか。市議会の会議録はずいぶんさかのぼって読めるようになっていきますね。

主任

平成11年の最初の会議録から情報コーナーで紙ベースでは閲覧にだしています。ですが、情報コーナーに置くということは委員に了解を得ていますが、ホームページに掲載することは了解を得ていません。したがって過去の会議録に発言委員名が入っている場合は、ホームページにのせてよいか、すでにお辞めになった委員にも確認が必要になってしまいます。これは現実的でないので、発言委員名は外して公開するなら可能です。

嶋田委員

市民との情報共有という観点からは、どういう話し合いや経過があっただけでなく、施策になっているのか、時間軸でわかるように過去の会議録も公表していくのは非常に重要だと思います。会議録というのはひとつの資産です。過去にどういう議論をしてどういう方向に向かったのか、そういうものがわからないとその場限りの議論になってしまいます。

松原委員

発言委員名は出せなければそれでいいですが、内容は過去にさかのぼって公開してほしいと思えます。

主任

わかりました。では、発言委員名は外して準備できたものから徐々にホームペー

ジにのせていきます。

内田会長

よろしく願います。他はいかがですか。

嶋田委員

第4次総合計画策定のための市民ワークショップのなかで出ていた意見なのですが、市のホームページにRSS機能をつけてほしい。これは、自分があらかじめ登録しておいたページが更新されると、メールで更新をお知らせする機能です。更新されているかどうかいちいち自分でチェックしにいかなくても済むようになりますので、ぜひ導入を検討してください。

主任

今やっている類似の市のサービスとして、防犯情報をアドレス登録した市民に随時メール送信するというものがあります。ホームページへのRSS機能追加については情報システム課にご意見を伝えておきます。

内田会長

ほかはよろしいですが。なければ本日はこれで終了とします。ありがとうございました。

以上